

令和8年6月18日

令和8年第2回
恵那市議会定例会追加議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目

次

議第 5 3 号	恵那市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………	5
議第 5 4 号	令和 8 年度恵那市一般会計補正予算（第 2 号）……………	別冊

議第53号

恵那市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

恵那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年6月18日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

人事院規則の改定による非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、葬祭補償の額を改めるため、この条例を定める。

恵那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

恵那市消防団員等公務災害補償条例（平成 16 年恵那市条例第 206 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条中「315,000 円」を「330,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の恵那市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 21 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた恵那市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の恵那市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 21 条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第 11 条の規定による金額により支給されたもの（その額が 66 万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第 21 条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

